

# 大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

## 4. 教授会の役割の明確化 P.27～

- 「教授会については、専門的知見を持った教員から構成される合議制の審議機関であることを踏まえると、学校教育法に規定する、教授会が審議すべき「重要な事項」の具体的内容として、①学位授与、②学生の身分に関する審査、③教育課程の編成、④教員の教育研究業績等の審査等については、教授会の審議を十分に考慮した上で、学長が最終決定を行う必要がある。」

# 大学ガバナンス改革の推進

＜大学で行うべきガバナンス改革＞

## 5. 監事の役割の強化 P.33～

- 財務・会計だけでなく、教育研究、社会貢献、大学ガバナンス体制も監査
- 大学の規模に応じて、できる限り常勤の監事を配置

# 国による大学ガバナンス改革の支援

## 1. 制度改正を通じた支援 P.36～

- 国の法令は、各大学の内部規則に優先するものであることから、法令に適合しない内部規則は、当然、見直しを行う必要
- 教授会の役割の明確化
- 国立大学法人の経営協議会の構成の見直し

# 国による大学ガバナンス改革の支援

- 高度専門職の創設
- SD (スタッフ・ディベロップメント)の義務化
- 監事の機能強化

# 国による大学ガバナンス改革の支援

## 2. 予算を通じた支援 P.38～

- 学長裁量経費の拡充 (←間接経費等)
- 大学ガバナンスを含む教育研究活動等への支援  
(←基盤的経費等)
- 補助事業の要件としてのガバナンス改革の推進

# 国による大学ガバナンス改革の支援

その他 P.40～

- 評価、監査等による担保
- 大学団体等との協力等

## Ⅱ．学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正について

# 学長の権限

＜学長の権限＞

学校教育法 第92条第3項 改正なし

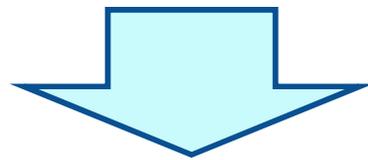
学長は、校務をつかさどり、  
(=校務に関する最終決定権)

所属職員を統督する。  
(=教職員への指揮命令権)

# 学校教育法の改正（1）

＜副学長の職務＞第92条第4項

（旧）副学長は、学長の職務を助ける。



（新）副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

# 副学長の権限の強化

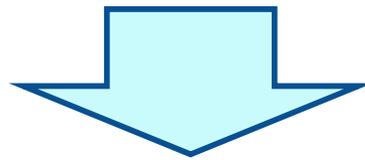
- 日常的な業務執行は副学長に委ね、  
学長は中長期的なビジョンや運営方針  
の策定に傾注できる
- 特定のプロジェクトは副学長が責任者として実施

⇒学長補佐体制の強化

# 学校教育法の改正（2）

## ＜教授会＞第93条第1項

(旧) 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。



(新) 大学に、教授会を置く。

(つづく)

# 学校教育法の改正（2）

## ＜教授会＞第93条第2項

(新) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与

(つづく)

# 学校教育法の改正（2）

## ＜教授会＞第93条第2項

（新）

三 前二号に掲げるもののほか、**教育研究**  
**に関する重要な事項**で、**教授会の意見**  
**を聴くことが必要なものとして**学長が定****  
**めるもの**

# 教授会の役割の明確化①

- 学長が一定の事項について決定を行うに当たり、**教授会に意見を述べる義務**を課したものの。
- 第三号の「**教育研究に関する重要な事項**」には、**教育課程の編成、教育研究業績の審査が含まれ、その他の事項については、各大学の実情による。これらの事項について、最終的に教授会の意見を聴く事項とするかどうかは、学長が定める。**
- 第三号の事項は、**教授会の意見を聴いて、学長が定める**ことにより、**学長と教授会の意思疎通が図られた円滑な大学運営を期待。**

**(=衆議院での一部修正)**